

# 「とちぎ和牛」取扱基準要領

(平成 6年 6月29日制定)

(平成10年 6月30日改定)

(平成12年 6月20日改定)

(平成14年 6月20日改定)

(平成16年 1月 1日改定)

(平成16年 8月19日改定)

(平成18年 9月 8日改定)

## 1. 目的

「とちぎ和牛」の銘柄を確立し、肉質向上を図り、栃木県産和牛の名声を高め県内・県外への出荷を推進するとともに、販路の拡大と安定供給に努め、消費者に喜ばれる肉牛の生産を図る。

## 2. 「とちぎ和牛」認定基準

### 1) 品種及び規格

- ①品種は黒毛和種とし、県内の指定生産農家（以下「指定生産者」という。）で肥育されたもので、社団法人とちぎ農産物マーケティング協会正会員（以下「協会員」という。）の発行する産地証明書を有しているもの。
- ②肉質基準は、社団法人日本食肉格付協会の格付「A-4」「B-4」以上のものとする。

### 2) 「とちぎ和牛」の認定

- ①「とちぎ和牛」の認定は社団法人とちぎ農産物マーケティング協会会長理事（以下「協会長」という。）が行う。
- ②協会長は「とちぎ和牛」の認定業務を他に委託できるものとする。
- ③「とちぎ和牛」の認定を受けようとする指定生産者は、4)に規定する表示市場に出荷する前に、協会長に認定を申し込むものとする。
- ④「とちぎ和牛」認定申請に係る手続きについては、協会長が別に定める。
- ⑤認定に係わる認定事務等経費として、1頭あたり4,000円とする。

### 3) 「とちぎ和牛」表示

- ①「とちぎ和牛」認定基準規格牛については、銘柄表示印を枝肉に押印する。
- ②押印された銘柄認定牛については、「とちぎ和牛」証票を交付する。

### 4) 「とちぎ和牛」表示市場は、次のとおりとする。

- ①宇都宮市食肉地方卸売市場
- ②東京都中央卸売市場食肉市場
- ③大阪市中央卸売市場食肉市場
- ④その他協会長が必要と認めた場所

### 3. 指定生産者

- 1) 「とちぎ和牛」の指定生産者とは、次の基準に合格した生産者で、協会長が指定した農家を言う。
- 2) 指定にあたっての基準は次のとおりとする。
  - ア 「とちぎ和牛」の銘柄の意義を理解し、事業に協力できる生産者であり、協会員の推薦があるもの。
  - イ 血統明確な黒毛和種を肥育していること。
  - ウ 粗飼料の確保に努め、清潔な環境の下に飼養し、経営内容が良好であること。
- 3) 協会長は、指定生産者が次に掲げる行為を行った場合には、指定生産者の指定を取り消すことができるものとする。
  - ア 本要領に違反した時。
  - イ 「とちぎ和牛」の名声を著しく損なう行為を行った時。
  - ウ 協会長が指定生産者にふさわしくないと判断したとき。
- 4) 指定生産者の指定申請に係る手続きは、協会長が別に定める。

### 4. 取扱買参人

- 1) 取扱買参人とは、本事業の目的を理解し、2-4)の表示市場において、「とちぎ和牛」に認定された枝肉を購入し、取扱指定店又は提供店に「とちぎ和牛」として販売する精肉卸等を言う。
- 2) 取扱買参人は、本協会会員の推薦に基づき協会長が認定する。

### 5. 取扱指定店及び提供店認定基準

「とちぎ和牛」を取り扱う販売店又は「とちぎ和牛」の肉を購入、調理等をし、消費者に提供する店舗は、取扱指定店又は提供店の認定を受けなければならない。

- 1) 取扱指定店とは、次の条件を満たす販売店（事業所を含む。以下「店舗」という。）で、協会長が指定した店舗を言う。
  - ア 本事業の目的を理解し、「とちぎ和牛」の販売に積極的に協力し、かつ、消費者に向けた普及宣伝を積極的に行える店舗であること。
  - イ 取扱買参人等の推薦があること。
  - ウ 「とちぎ和牛」の取扱指定店・提供店の認定証の掲示並びに「とちぎ和牛」の銘柄を表示すること。
- 2) 提供店とは、次の条件を満たす店舗で、協会長が指定した店舗を言う。
  - ア 本事業の目的を理解し、「とちぎ和牛」の販売に積極的に協力し、消費者に向けた普及宣伝を積極的に行える店舗であること。
  - イ 取扱指定店から「とちぎ和牛」肉を購入し、調理等を行い消費者に提供すること。
  - ウ 取扱指定店又は取扱買参人の推薦があること。
  - エ 「とちぎ和牛」提供店認定証の掲示並びにとちぎ和牛にふさわしいメニュー提供と共に「とちぎ和牛」の銘柄を表示すること。

## 6. 認定及び罷免事項

- 1) 取扱買参人、取扱指定店及び提供店（以下、認定者と言う。）の指定を受けようとする者は、別紙様式により協会員を通じ、本協会長に申し込むものとする。
- 2) 認定期間は、毎年度4月1日から3月31日の1ケ年とする。  
但し、年度途中での認定もできるものとする。なお、認定の更新については、事務規定によるものとする。
- 3) 取扱指定店及び提供店がチェーン店の場合は、1店舗毎の認定とする。
- 4) 認定者は、毎年度の「とちぎ和牛」の使用実績を協会長に報告するものとする。
- 5) 短期的なフェア等の開催により「とちぎ和牛」の肉を店舗等で販売する場合は、肉の仕入先である取扱買参人又は、取扱指定店の申請があり、協会長が認めた場合は、取扱指定店又は、提供店の認定手続きを必要としない。  
但し、フェア等の開催期間は3ヶ月以内のものに限る。
- 6) 協会長は、必要に応じて認定者の販売実態の調査を実施する。
- 7) 協会長は、認定者が次に掲げる行為を行った場合には、その認定を取り消すことができるものとする。
  - ア 本要領に違反した時。
  - イ 「とちぎ和牛」の名声を著しく損なう行為を行った時。
  - ウ 協会長が認定者に相応しくないと判断した時。
- 8) 認定者の指定申請等に係る手続きは、協会長が別に定める。

## 7. 広報宣伝

協会長は、認定者の店舗等の利用拡大を通じたイメージアップを図る為、協会ホームページ等において、広報宣伝を行う。